前文
現賃貸規約は、当　社サイト(www.hometown.fr)を含め、同社により管理され ている アパートの賃貸条件につき定義するものです。当 社は、現賃貸規約の　書類を現行規則に則した期間保管し、賃借人が見られることができるよう保障し ます。

1. 賃料
賃料はユーロで表記してあり、免税(HT)・税込(TTC)についても表示してあります。賃料は、アパート賃貸サービスに関する現行法に即した付加価値税(TVA)を含めて計算されます。

2. 予約/予約金
当社からのアパートの予約は、賃借人からの手付金の支払いにより成立します。手付金は、賃料総額の50%にあたります。手付金のお支払いいただけない場 合には、当社は、アパートの予約を維持する責任を負いません。

3. 賃料のお支払い
賃料の総額、すなわち、すでにお支払いいただいた予約金を差し引いた賃料の残 金は、遅くとも鍵のお渡し日の30 (三十)日前までにお支払いいただくことになります。

4. 保証金の寄託および返還
保証金は物的損害が生じた際に適用され、借家の鍵のお渡し日に当社に支払われます。この保証金は銀行カード(ビザカード、ユーロカード、マスターカードのいずれか)から引き落とし許可を得るシステムによって行われます。賃貸による損害が無かった場合には、この保証金総額は、借家の退去日から最大7(七)日以内に返還されます。それ以外の場合には、修理費用が引かれた残額が、退去日から一ヶ月以内に返金されます。仮に、損害額が保証金の総額を超える際には、当社は、差額を引き落とす ことになります。

5. 観光税
借家へ入居時に特定の場所ごとに適用された観光税を管轄権を持つ行政へ送金するため、当社へお支払いいただくことになります。

6 .お支払方法
予約金および賃料総額:予約金および賃料総額については、インターネット上で 銀行カード (ビザカード、ユーロカード、マスターカード) によりお支払　いいただけます。インターネット上で安全にお支払いただくため、賃借人はホストサーバーセンターへアクセスいただきます。賃借人が銀行のサーバーにアクセスした時点から、同銀行は取引の安全を保障する　ことになります。銀行サーバーによる取引の承諾がない限り、当社に対し支払　いがなされることはありません。 保証金:保証金の寄託は、借家への入居時に、銀行カード(ビザカード、ユーロカード、マスターカード)にての引き落とし許可を得るシステムによりなされます。

7. キャンセル / 到着不在/ 早朝出発
最低固定補償額 : キャンセルの日程やご滞在の入居日にかかわらず、全てのキャンセルは賃借人により当社へ最低固定補償金額である250ユーロが支払われます。ドルやイギリスポンドなどの通貨に対応します。文書によるキャンセルの有効日は、当社が当該文書を受け取った日となりま す。
賃借人による予約のキャンセルの場合 :
- 賃貸開始日の179日から60日以前に当社に知らされた場合には、賃借人は賃料の全額の25%からすでに納められた予約金を差し引いた額 を支払う義務を負うことになります。
- 賃貸開始日の59日から15日以前に当社に知らされた場合には、賃借人は賃料の全額の50%からすでに納められた予約金を差し引いた額 を支払う義務を負うことになります。
- 賃貸開始日の14日前以降に当社に知らされた場合には、賃借人は賃料の全額からすでに納められた予約金を差し引いた額を支払う義　務を負うことになります。

最大キャンセル料 : 30日以上滞在予定の予約キャンセルは全て、キャンセル日および賃貸開始日にかかわらず、賃借人は当社に最初の有効な30日間分の賃貸料からすでに納められた予約金を差し引いた額を支払う義務を負うことになります。予定日より前の出発については、当社はいかなる賃料返　還義務を負うことはありません。

8. 現状証明書/目録
一般的に、現状証明書は、借家および備え付け家具の詳細が記載されており、鍵のお渡し時に賃借人の元にコピーが送られます。当社も賃借人の退出時まで保管しています。退去時に現状書が作成されなかった場合には、賃借人の出発後、当 社により確認された状態が借家の現状と見なされます。

9. 賃貸に付随するサービス
1)当社は、賃貸人が両者間で取り決められた時間に予約された借家住所に到着した時点で、賃貸人を迎え入れます。
2)当社は、賃貸人の入居・退出の前後に借家の清掃を行います。滞在が8日間を超える場合(　8日は含まれません)には、週一度借家の清掃が行われます。
3)当社は、家庭用布類リネン(シーツ・枕カバー・タオル)を提供します。滞在が8日間を超える場合(　8日は含まれません)には、一週間ごとにリネンが交換されます。　以上のサービスは、賃貸契約に記載された賃料に含まれるサービスとなります。

10. 当社の義務
当社は、記載に合致した状態で賃借人に借家を明け渡し、また、現賃貸規約に より生じる義務を尊重することを約します。

11, 賃借人の義務
賃借人は、以下の義務を負います:
- 入室時には明細目録に記載されている物件の状態、設備などを承諾すること
- 到着後、直ちに借家と備品目録が一致しているかどうかを確認し、不一致点お よび備品に欠如または破損が見つかった場合には、到着から24(二十四)時間以内に当社に知らせること
- アパートの定員人数を超えないこと。ベビー用ベッド以外の追加ベッドの持ち 込みは、許可されておりません。
- 商業・職人業・職業的な活動をすることなく、借家を住居としてのみ利用する　こと。シーツ類・些細な身の回り品を除き、その以外の家具を置いておかないこ と
- 借家内に動物を入れないこと
- 借家内で喫煙をしないこと
- 十分に配慮して借家および設備品を利用すること。万が一近隣妨害が発生した　場合には、賃借人のみが責任を負うことになります。賃借人は、借家の備品につ　き、備え付けられた場所で、充てられた用途に即して使用すること。借家外に備　品を持ち出すことは厳しく禁止されております。賃借人の退出時に、借家の設備　および備品が通常の用途以外の使用により欠如・破損・または使用できない状態　になっていた場合には、交換費用の負担は、賃借人の責に帰します。同様に、壁　紙、壁布、絨毯、掛け布団、マットレス、その他の寝具類等および/または建物　一般(屋内・屋外)に異常な破損が見られた場合には、必要な借家の修理およ　び/または清掃の費用の負担は、賃借人の責めに帰します。
- 洗面所、浴槽、ビデ、流し、洗濯機、トイレ等に排水口を詰まらせるようなも　のを捨てないこと。もし捨てた場合には、上記の設備の修理のためにかかる費用 の負担は、賃借人の責めに帰します。
- 借家において災害・破損が起きた場合には、たとえ損害が発生しなくとも、直 ちに当社に知らせること
- 現賃貸規約の第9条項に記載されている賃貸に付随するサービスを行うため および/または借家の現状を維持するために必要な緊急措置、工事をするため に、当社が借家に入ることを許可すること

12. 違約条項
現賃貸は、賃貸契約に定められた期間をもって終了し、賃貸契約の解除通告を必　要とすることはありません。いかなる理由であろうとも、賃貸の終了にあたり賃　借人が借家を退去しない場合には、賃借人は当社に対し遅延損害金、すなわ ち通常の賃料の2倍の額を、借家を退去し鍵を返還するまで支払う義務を負いま す。

13. 当社の責任
当社は、アパート内での身の回り品の盗難または損害については一切責任を負　いません。アパートの所有者により賃貸がキャンセルされた場合には、理由の如　何に関わらず、当社は、賃借人に対し同日程に予約されていたアパートと同　等の滞在場所を提供する責任を負います。別の滞在場所を提供することが不可　　能な場合には、当社は、賃借人に対しすでに支払われていた予約金を返還しま　す。当社は、同社の責めに帰さない一時的な物品・設備の欠如、停電、断水・　水道の制限、および天候状況・暴動・ストライキ・テロその他同社の意思に関わ　らない状況における紛失・破損・怪我について一切責任を負いません。

14. 不可抗力
当社は、不可抗力につき一切責任を負いません。不可抗力とは、天災、火災、 疫病、戦争、または、アパートが破壊し、賃貸のキャンセルまたは 予定日より前に賃貸の終了を引き起こした場合を指します。賃貸自体がキャンセ　ルされた場合には、賃貸契約は取り消しされ、当社は、賃借人にすでに支払わ　れていた金額をすべて返還します。当社は、賃借人に対し、如何なる場合も賃　料を超えた額については責任を負いません。予定日よりも前に賃貸が終了させた　場合には、賃借人は当社より実現されなかった賃貸期間の賃料を返還されま　す。借家に直接影響のない不可抗力は、例え賃借人が借家にいらっしゃることが　できない場合、レンタルのキャンセル及び賃貸契約は取り消しされません。

15. 解除
賃借人が賃貸契約および/または現賃貸規約に基づく義務を守らなかった場合に　は、賃借人は直ちに借家を退去しなければなりません。当社はそれにつき、一 切の賠償義務を負うことはありません。

16. 準拠法 / 管轄裁判所
現賃貸規約の準拠法は、フランス法令となります。賃貸契約および/または現賃　貸規約の施行または解釈に関する係争の際には、アパートの管轄区域の裁判所が　管轄裁判所となります。仮に現利用規約の一部が違法・無効・不適用と判断され　　た場合は、同条項が他の条項の効力および有効性に対し、影響が及ぼすことはあ りません。